平成２４年（フ）第１０１号
香川県高松市西植田町東石畑120番地11
債務者　有限会社メタルワークヤマモト
代表者取締役　山本　正仁
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　時洋
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前11時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１号
栃木県那須郡那須町大字高久丙403番地282、前本店所在地栃木県那須塩原市鹿野崎149番地８
債務者　株式会社サンテックス
代表者代表取締役　三浦　廣男
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　潮田　賢治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２９号
栃木県足利市堀込町2090番地１
債務者　有限会社平沢クリーニング店
代表者代表取締役　平沢トミエ
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青田　　裕
4　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２３７号
神戸市兵庫区切戸町５番20号
債務者　明豊商事株式会社
代表者代表取締役　和田　一夫
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２号
宮崎市田代町135番地３
債務者　株式会社丸幸
代表者代表取締役　杉田　浩章
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成24年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７号
埼玉県坂戸市千代田３丁目22番３号
債務者　有限会社パティスリーＳショコラティエ
代表者代表取締役　鈴木　正治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７２号
神戸市中央区古湊通１丁目２―12古湊ビル２Ｆ
債務者　株式会社和興貿易
代表者代表取締役　柏木　賢鳳
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時45分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県久留米市六ツ門町10番地の13
債務者　株式会社とよしま
代表者代表取締役　豊島　正治
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月４日午前10時
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１７号
長崎県佐世保市卸本町６番１、商業登記簿上の本店所在地長崎県佐世保市白岳町101番地２
債務者　有限会社フォーラム喜平
代表者代表取締役　吉田　喜平
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後１時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
静岡市葵区呉服町２丁目３番地の１
債務者　アイドマ企画株式会社
代表者代表取締役　奥山　明弘
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７５５号
大阪市北区天満橋１丁目３―13―1303号、前住所大阪府豊中市緑丘１丁目30番13号
債務者　新山　洋史
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延澤　信博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１５号
山口県岩国市錦見８丁目29番10―203号
債務者　益成　　修
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年７月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５５２号
宮城県石巻市大街道南５丁目３―13、住民票上の住所名古屋市港区九番町４丁目６番地の１
債務者　後藤　文吾
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙柳　　元
4　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２号
神奈川県小田原市国府津1700番地
債務者　増田　亮一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５７号
神奈川県秦野市東田原443番地
債務者　桐生美佐子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香﨑　弘文
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部